

柳井市教育委員会会議 会議録

1 会議の開催

- (1) 日 時 令和6年11月7日(木) 開会 午後2時58分
閉会 午後3時44分
- (2) 場 所 柳井市役所 4階401会議室

2 出席委員

教育長	西元 良治
教育長職務代理者	厚坊 俊己
委 員	横山 志磨
委 員	瀬山真紀子
委 員	綿貫 良子

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

教育部長	藤村 英明
教育部次長(図書館担当)	三浦 美雪
教育総務課長	室田 和範
学校教育課長	河井 悟
生涯学習・スポーツ推進課長	有道 茂一
文化財室長	大岡 弘明
学校給食センター所長	下前 真一
教育総務課長補佐(書記)	應潟 雄一

5 傍聴者

なし

6 会議日程

(1) 議 案

- ①議案第24号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について
- ②議案第25号 柳井市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- ③議案第26号 教育委員会事務の点検及び評価について
- ④議案第27号 柳井市人事異動内申方針について
- ⑤議案第28号 柳井市指定文化財の現状変更行為の許可について
- ⑥人議第 7号 柳井市地区スポーツ推進委員の委嘱について

(2) その他

7 議事の概要

(1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。

(午後 2 時 5 8 分 開会)

(2) 会議録署名委員指名

教育長から、会議規則第 13 条の規定に基づき、厚坊委員、瀬山委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第 24 号 柳井市学校教育法施行細則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、河井課長から文部科学省の学校現場に関する押印ルールの見直しの方針に従い、柳井市学校教育法施行細則の様式中の㊦を削除するものとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

厚坊委員：時世の流れで印がなくなったものと思うが、他のものも全部か。

河井課長：全てではないが、まずは細則の中にある印を削除し、細則以外のものは精査中。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②報告第 25 号 柳井市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、河井課長から柳井市立新庄小学校区の築出東自治会が廃止され、築出東一区、築出東二区、築出東三区、つきで自治会が結成されたことに伴い規則を改正するものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

③議案第 26 号 教育委員会事務の点検及び評価について

教育長は事務局に説明を求め、室田課長から以下の説明があった。

法令に基づき、教育委員会の事務事業について、9月18日に開催した学識経験者による外部評価会議を経た内容の審議をお願いするもので、要点を説明する。

令和5年度当初に掲げた数値目標となる計31個の成果指標について、A、B、C、D、4つの段階で評価し、Aが54.8%となり、半数以上は「目的を達成できた」となったが、昨年度と比較すると、13%の減少となった。全体として、「Aが4つ減り、Bが5つ、Cが1つ増え、D変わらず」となった。今回、AからBに落ちた4項目を説明する。

図書館連携会議の開催件数がAからBとなった。同会議は、主に学校司書との課題協議や情報共有を図ることを目的としており、新図書館の開館に向けて、蔵書整理や工事等の準備と、協議会や見学会の開催等、煩雑な年となったため、残り1回分の開催が叶わなかった。新図書館は、7月17日に開館し、多くの市民の方に利用され、児童生徒にとっても、より有意義な施設となるよう、これまで以上に学校司書等と積極的に連携を図っていきたい。

民俗資料館等の団体及び学校利用回数が、AからBとなった。コロナ禍

となった令和3年度・4年度は、社会見学ของ場所を市内に絞る等の移動制限があり、それ以前よりも増加状況にあった。接触制限が弱まるにつれ、見学場所も広がり、結果として従来の回数に戻った。市外からも積極的に訪れてもらえるよう、施設の魅力づくりに努めていきたい。

保護者を対象にした研修会の開催回数が、AからBとなった。余裕を持った日程調整のほか、研修内容の充実を図っていきたい。

克己堂の回数が、AからBとなった。

克己堂とは、各学校において、より授業力向上に資する人材を育てるため、多様な視点を求めて公開授業を行う本市独自の研修形態で、日程調整が容易ではないが、引き続きオンライン授業の活用や、振り返りに重点を置く等、研修の活性化を図ってきたい。

学識経験者からは、「算数数学補助教員の取組として、抽象的な学習内容が増加する小学3・4年生に焦点をあてることは評価できるが、成果の検証方法として、ズレが生じていないか」、また、「継承が難しくなった伝統文化や芸能は映像等で残されたい」、そして、「学校応援団メンバーの流動も必要ではないか」等、多くの意見があった。

最後に、今後の取組に向けて、本市独自のスクール・コミュニティの取組は効果が出始めており、ICTへの取組は「慣れる」から「使う」段階に入った。人口減少と、スピードを増す社会変革に、本市がこれからの的確に対応していくためには、これまでの取組を引き継ぎつつも、さらに、質の改善を求めていくことが必要で、今回の貴重な知見を踏まえ、今後の取組に反映していききたいとの言葉で絞めており、これからも積極的に取り組んでいく。

主な質疑応答は以下のとおり。

厚坊委員：青少年を取り巻く環境の整備の項目の「効果的な街頭補導の方法について検討する必要がある。」について、自分の経験から、困ったことや子どもがたむろしていることはほとんどないが、どういう意見が出たからこの文章になっているのか。

有道課長：街頭補導は、年間30回程度行っているが、子どもたちが減ってきて、集まって遊ぶこともなくなってきた。今年は、図書館にかなり子どもたちが来館しており、従来の場所に加えて、子どもたちが集まる場所を絞って行くなど工夫をして効果的な街頭補導を行ってきたい。

厚坊委員：廃校跡地の活用について、萩市では、旧明倫小学校の体育館を「あそぼ一舎」という、小さい子どもたちが天候に関係なく遊べるような活用をしている。柳井市で利用がない跡地について、そういった利用を検討したらどうか。

藤村部長：廃校の利活用ではないが、現在バタフライアリーナを改修していて、来年2月頭の供用開始だが、利用の形態を変える予定を持っている。例えばバドミントンコート等、個人利用を可能と

し、子育て家庭の方々が、雨の日でも運動できるような利用形態とするよう考えている。

厚坊委員：島根県益田市では、体育館の一角にボルダリングやマット等が常設されている。小さい子どもがいる家庭には常設が良いと思う。そんな事例もあるので、廃校の使用方に迷われた時に、片隅にでも留めておいて欲しい。

三浦部次長：市民会議等、図書館を考える中で、雨の日に行く場所がないとの声があった。図書館には子育て支援機能があり、読み聞かせをしていただくなどを目的とした「おはなしのへや」等を設置しているので、雨の日は、ぜひ、みどりが丘図書館にお越しいただきたい。

瀬山委員：教室には空調がついてきているが、体育館は広すぎて全国的にも空調の設置は少ない。災害等の非常時の避難場所になっていたが、気候が厳しい時、空調がない避難場所を一旦は開設したが、気温が高すぎて閉鎖になったという新聞記事を読んだ。体育館の改修工事の記載があるが、空調についての予定があれば教えて欲しい。

室田課長：都市部には、猛暑の中、避難所として使用するために、空調を設置している体育館があるが、都市部を離れると、設置しているところは少ない。防衛関連で設置している市町があり、そういうところは多少設置率が高い。現在、空調設置は、普通教室が終わって、特別教室において整備を進めている。体育館の空調設置は、財政的に高額化することもあるが、教育的観点とは別に、防災の観点から、必要性が高まれば危機管理部門と共同で検討していくことになる。今はまだ設置の予定はない。

瀬山委員：体育館に設置する空調は高額になるということだが、出し入れできるスポットクーラーはあるか。

室田課長：空調はないが、大型扇風機は体育館に置いてある。空間が大きいのでスポットクーラーは効果が薄く、状況を見ているところ。これまで以上の猛暑で、6月、9月、10月が、真夏のような状況であれば、検討を急がなければならない。

横山委員：学校部活動の地域移行に関するところで、生徒や保護者、地域の人たちに説明の機会を設け、と記載があるが、保護者、地域には地域移行、地域連携の説明をどういうふうに行っているか。

有道課長：説明に関して、保護者、生徒については、新一年生の入学説明会で、部活は継続していく話はしており、当然として各学校長には説明している。保護者には、他の市町と混同され、令和7年度、8年度で部活がなくなると誤解されていた例があり、説明が足りないという意見をいただいた。これからしっかり保護者に説明していく。また、団体、関係者については、スポーツ

協会、スポーツ少年団等との会議を持っているので、総会時等に説明している。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

④議案第27号 柳井市人事異動内申方針について

教育長は事務局に説明を求め、河井課長から以下の説明があった。

山口県教育委員会に対する柳井市公立小・中学校教職員人事異動内申については、柳井市教育の充実発展と活性化をめざし、以下の5項目が十分達成できるよう、校長の具申等を勘案し、適材適所の配置の原則に立って厳正に人事の刷新を行い、学校の活性化を図る。

- 1 全市的な視野に立って、学校間等の適正な人事交流を推進する。
また、特別支援教育の充実発展を図るための適切な人事交流に努める。
- 2 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年を超える者については、原則として異動を行う。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 広域的な視野に立ち、他市町の教育委員会との連携を図り、活性化のための適正な交流に努める。
- 5 校長、教頭、事務局等の人事については、学校の課題を積極的に解決することのできる人材の配置に努める。

管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑤議案第28号 柳井市指定文化財の現状変更行為の許可について

教育長は事務局に説明を求め、大岡室長から前回現状変更の許可に関する諮問について審議いただいた柳井市指定文化財である浦氏居館旧表門、通称克己堂の門の現状変更行為申請一件の許可について、柳井市文化材保護条

例第15条第1項の規定により、これを許可するもの。ただし同条例2項による条件として、意見があったので追記するもの。瓦の形状等現状変更が生じるので、10月30日の柳井市文化材保護審議会で審議され、建議を受けたものとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

⑥人議第7号 柳井市地区スポーツ推進委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から、柳井市地区スポーツ推進員要綱に基づき、柳井市地区スポーツ推進員の委嘱を行うもので、地区における社会体育事業の推進や地区スポーツレクリエーションの振興を図るため、新庄公民館長より推薦があった新庄地区の橋本武志氏を新たに委嘱するもので、委嘱期間は、令和6年11月11日から令和8年3月31日までとの説明があった。

特に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後3時39分 協議会)

(午後3時44分 再開)

(5) 閉会

教育長から、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後3時44分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 厚坊俊己

署名委員 瀬山真紀子

調整者 室田和範